

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案		現行													
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者(以下「申請者」という。)は、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>		<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者(以下「申請者」という。)は、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を、当該申請に係る建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)の数(以下「同時申請住宅数」という。)で除して得た額の手数料を納付しなければならない。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種の種別</th> <th>建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)全体の住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)又は住戸の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>	工種の種別	建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)全体の住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)又は住戸の数	金額	省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種の種別</th> <th>建築物全体の住宅の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>	工種の種別	建築物全体の住宅の数	金額	省略				
工種の種別	建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)全体の住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)又は住戸の数	金額													
省略															
工種の種別	建築物全体の住宅の数	金額													
省略															
<p>2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の場合においては、前項の手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>表 省略</p> <p>注 この表において「型数」とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住戸の種類の数を用いる。</p>	<p>2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の場合においては、前項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額に4,200円を加えて得た額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>表 省略</p> <p>注 この表において「型数」とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住宅の種類の数を用いる。</p>														
<p>3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前2項の手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>表 省略</p>	<p>3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前2項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>表 省略</p>														
<p>4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>表 省略</p>	<p>4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>表 省略</p>														
<p>5 省略</p>	<p>5 省略</p>														
<p>6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、</p>	<p>6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、</p>														

当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料に相当する額の手数料を納付しなければならない。

- 7 法第9条第1項又は第3項の規定により長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、1万2,000円の手数料を納付しなければならない。

申請1件につき、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料に相当する額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

- 7 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、申請1件につき、1万2,000円の手数料を納付しなければならない。

- 8 第1項から第3項まで及び第6項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。